

令和7年10月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月27日(月) 午後2時35分～
2. 開催場所 坂井市役所 多目的棟1階交流ホール
3. 出席委員 22名(番号は議席番号)

1番 岡村 素子	2番 清兼 義靖	3番 (欠席)
4番 塚谷 英則	5番 木村 公明	6番 吉田 清憲
7番 水野 陽一	8番 牧野 典代	9番 大嶋 裕一
10番 本田 雄揮	11番 高嶋 俊輔	12番 高橋 正晃
13番 長谷川 喜道	14番 田中 慎一郎	15番 宮田 啓一
16番 中垣内 勇夫	17番 岡 直毅	18番 (欠席)
19番 月岡 透	20番 (欠席)	21番 竹内 ゆかり
22番 宮寄 美恵子	23番 大川 勝利	24番 田中 正信
25番 三寺 總左エ門		
4. 欠席委員 3名(番号は議席番号)

3番 坪田 信次	18番 寺嶋 太寿男	20番 西 美佐
----------	------------	----------
5. 出席者
(農業委員会事務局)

局長 中田 誠	次長 森田 康博
書記 村本 竜也	書記 茶谷 倫代

(農業振興課)

主事 大島 優紀

6. 提出議案

議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について
議案第37号	農地法第5条の規定による農地転用事業計画の変更申請に対する意見審議について
議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第39号	現況証明願について
議案第40号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見審議について
議案第41号	坂井市地域計画の変更に係る意見審議について
報告第3号	事業計画届出の報告について
報告第4号	地目変更届出の報告について
議案第42号(追加議案)	農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について
7. 議事録署名人

8番 牧野 典代	9番 大嶋 裕一
----------	----------

事務局長	<p>令和7年10月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>本日、3番坪田委員、18番寺嶋委員、20番西委員の3名から欠席の届出が出ております。したがって、ただいまの出席委員数は22名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、三寺会長よりご挨拶をいただきます。</p>
三寺会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、三寺会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に8番牧野典代委員、9番大嶋裕一委員を指名いたします。</p> <p>本日の議事に入る前に、事務局より1件の追加議案の提出依頼がありました。事務局に、追加議案及び追加議案を提出する理由について説明を求めます。なお、追加議案はすでにお手元に配付してございます。</p>
事務局	<事務局説明>
議長	<p>ただいま事務局より説明のありました、議案第42号「農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」を本日の議事日程に追加し、議案第36号の前に審議することにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議長	<p>ご異議がないようですので、議案第42号を本日の議事日程に追加することに決定いたしました。</p> <p>はじめに、議案第42号「農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<事務局説明>
議長	<p>それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第42号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>

各委員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。議案第42号「農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第36号は許可することに決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。 次に、議案第37号「農地法第5条の規定による農地転用事業計画の変更申請に対する意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第37号は申請のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。議案第37号「農地法第5条の規定による農地転用事業計画の変更申請に対する意見審議について」は承認することに意見決定いたしました。 次に、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。 なお、整理番号39番の申請については、後ほど申請者本人より、今回の農地転用申請に係る顛末の説明を求めるとしておりますので、はじめに整理番号34番から38番、及び、整理番号40番から41番について

	事務局の説明を求め、審議を行うことといたします。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議長	次に、現地確認の報告、及び、地元委員の意見に移ります。 はじめに、現地確認の報告をお願いいたします。
委員	<委員報告>
議長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。
三寺会長	整理番号34番を、25番、私三寺が説明いたします。 先ほどの現地確認委員さんが説明されたとおりで、何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いをいたします。
議長 高嶋委員	次に、整理番号35番を、11番高嶋委員お願いいたします。 11番高嶋です。整理番号35番、図面番号2番の件ですけれども、現地確認委員さんのおっしゃっていたとおり、ここは設備屋さんをしていて、当日はたまたまちょっと砂利などを仮置きしていたということですが、本日までにごかしてもらえたということで問題はないと思いますし、周りの農地にも特に影響はないと思いますので、大丈夫だと思います。よろしく申し上げます。
議長 大川委員	続きまして、整理番号36番を、23番大川委員お願いいたします。 23番の大川です。整理番号36番の砂利採取に伴う一時転用ということで、先ほど現地に確認に行ってもらいました委員さんの言うとおりでございまして、近くに小学校もあるということで、安全面に関しましては配慮して工事を行うということも聞いておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。
議長 本田委員	続きまして、整理番号37番を、10番本田委員お願いいたします。 10番本田です。整理番号37番、図面番号4番、現地確認に行かれた委員さんの説明のとおり、周囲に農地がないため問題はないと思います。
議長 事務局長	続きまして、整理番号38番を、3番坪田委員お願いいたします。 3番坪田委員ご欠席のため、整理番号38番につきまして事務局よりご説明いたします。事務局からの説明のとおり、本申請は土地所有者の娘夫婦が使用貸借権を設定し、住宅を建築するものです。申請地の東側は道路、北側は宅地、南側には境内地があります。また、西側には土地所有者の畑があります。今回の申請による農地転用で周囲の営農に支障を生じることではなく、特に問題はないというふうに伺っております。よろしくお願いいたします。
議長 吉田委員	続きまして、整理番号40番、41番を、6番吉田委員お願いいたします。 6番の吉田です。この場所は〇〇の後ろにあって、昔は田んぼがあったん

議 長	<p>ですけど、知らないうちに埋めてこうあるんですけども、登記上は田んぼか雑種地か分からないんですけども、申請を受けているこれは、38ページに始末書があるように、この内容になっていますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、整理番号34番から38番、及び、整理番号40番から41番に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第38号の整理番号34番から38番、及び、整理番号40番から41番については、許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」の整理番号34番から38番、及び、整理番号40番から41番については、許可相当と認め、意見決定いたしました。</p> <p>続きまして、整理番号39番の審議に移ります。</p> <p>はじめに、事務局からの説明と委員からの報告を行い、次に、申請者からの説明とそれに対する質疑を行います。その後、申請者との質疑が終わり、申請者が退室した後に、委員のみで質疑を行います。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<事務局説明>
議 長	<p>次に、現地確認の報告、及び、地元委員の意見に移ります。</p> <p>はじめに、現地確認の報告をお願いいたします。</p>
委 員	<委員報告>
議 長	<p>次に、地元委員のご意見をお伺いいたします。</p> <p>整理番号39番を、13番長谷川委員お願いいたします。</p>
長谷川委員	<p>地元委員といたしまして、非常に、〇〇という立場も考えると、いろいろ、正直あれだけ毎年毎年規模が、農地面積増やして、担い手としてかなり貢献はしているんですけど、それが言い訳になるようなことではないので、いろいろ問題もかなりあるんですけど、現状としては、周り百何十町歩、そういう面積を考えると、今本当ならせめて壊すというか土間だけめくって、反省させればいいんですけども、なかなかそういう面もあれなので。近くだから大目に見てるんじゃないんかって思われるかもしれないんですけども、そこら辺は皆さんのご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、整理番号39番の申請者である法人Aより、今回の農地転用申請に係る顛末について説明を求めます。申請者は入室してください。</p>

	(法人A (B氏、C氏) 入室)
議長	それでは、申請者の説明を求めます。
法人A・B氏	<申請者説明>
議長	それでは、申請者の説明に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。
大川委員	23番の大川です。法人Aさんにちょっとお聞きしたい点がありまして、平成26年に乾燥施設をつくったと思われませんが、それから令和5年までの間、どういうふうな状態で、農地というか、今までの経緯、どのような状態であったかということと、横に県道が面していると思いますが、その県道との境の方が、私は現地に行っていないので分かりませんが、どのような状態で今管理されているのか。毎年農地の細目書が、行政の方より何の作物をつくるとか、来てると思うのですが、そこら辺の確認があれば、分かっていたら、ここは農地だということがたぶん分かっていたと思うんです。そこら辺の認識不足と聞いていますけど、その辺の経緯もちょっと聞きたいなと思ひまして、よろしくお願ひします。
法人A・B氏	平成26年にミニカントリーの建設をして、そのときに法人ではなく個人の、私の父の土地で私の父の名義でミニカントリーを建設いたしましたして、そのとき私はまだ経営に参画していないという、未熟なところもありまして、その認識がなかった。一括でもう申請しているものだと思っていたところが私の劣っている点かなというふうに思っています。それから、建つ前というのは、現在育苗ハウスが今の鉄骨も含めて5棟並んでいるんですけども、その前は、確かに今10年前のことを思い出すと、農地だったというふうに認識しております。官地につきましては、その当時、ミニカントリーを埋め立てたときは、東側にL型をして、南側ののり面に關しましてはL型ではなくそのままのり面だったというふうに記憶しております。細目書の件に關しまして、確かにそこは農地であるというのは私が確認すればよかったですけれども、そういうところも認識がずれていて、確認をしていなかったというのは私の落ち度だと思います。
議長	ほかにご意見ございませんでしょうか。今大川委員さんの方から話が出てきていましたけれども、そのほか、今までの経緯をよく知っている人がたくさんおいでになると思います。その中身の中でも結構ですので、ご意見があったらお願いしたいと思ひます。
大嶋委員	9番の大嶋です。先ほど大川委員さんが言われたように、カントリー施設の後ろ側は、土のままのり面になっていたと。そこで農地としての細目書で、隣はハウスであって、そこは完全に埋めてあった状態ではないと思うんですよね。それをいつから埋めていたのか。それで細目書には普通は農

法人A・B氏	地としてなっていたのに、作付けはしていなかったのか。そのところの認識がどのようにずれていたのかというところを教えてくださいませんか。今ビニールハウス、育苗ハウスが建っているところの埋め立て自体は令和元年ぐらいで埋め立てたと記憶しています。そこでですね、育苗ハウスの中でブドウの栽培をされていてですね、そういうふうに細目書の方を書いていたというふうに記憶しております。
大嶋委員	その時点ではもう、ビニールハウスが建っていたのですか。
法人A・B氏	透明のビニールハウスですか。
大嶋委員	連棟で建っている。
法人A・B氏	そうです。
大嶋委員	そこはもう転用されているから、ビニールハウスは撤去して、そしてこの鉄骨ハウスに切り替えたということですか。
法人A・B氏	転用しなくてもいいといいますか、通路も何もない、普通の下が土という育苗ハウスを建てていて、そこでブドウをつくっていたという認識で、その後、申請しなくてもいいのかなという甘い認識でそういうふうにしていました。
中垣内委員	16番中垣内でございます。Bさんのお隣の方は、どういう立場の方でしょうか。
法人A・B氏	すいません、今顛末書にもあったとおりですね、自社で不動産部というのをつくってですね、そこを担当しているCと申します。
法人A・C氏	申し遅れました、Cです。今回の申請の書類関係一式させていただきました。またご質問あればBに補足させていただきます。よろしく申し上げます。
議長	今年からできたんですか、不動産部は。
法人A・B氏	令和7年の1月からです。
議長	そうすると、今年からその仕事を手伝っているということですか。
法人A・B氏	はい。
議長	では以前のことについては社長の方から何も聞いてないということですか。
法人A・C氏	それ以前に関しましては、ほかの別の仕事ですけれども、細かい土木の仕事であるとかというのは、法人Aから、自分でやっている不動産業の仕事の一環として建設業もやっていますので、その建設業で請負させてもらって、お付き合いもありまして、今回のビニールハウスの土間は私が打たせていただきました。
議長	土間を打ったんですか。
法人A・C氏	土間を打ったのは私です。
議長	そのときにも確認はしなかったのですか。
法人A・C氏	そのときにはもうすでに法人Dさんの見積もりに入っている土間工事の分だけやってくれんかというお仕事だったので、完全にそういう申請は済んで、打たせてもらえばいい状態だというような認識で請負させていただ

議 長	<p>いたんで、私にも責任の一端はあると思って、今回きちんと申請に携わらせていただきました。</p> <p>そうですか。同じ業者同士だと思いますので、言うと一部だけCさんがやるというようなことだと思いますので、突合というか突き合わせというんですか、それがなかなかいってなかったということですか、今の土間打ちについては。</p>
法人A・C氏	<p>土間打ちのときにはもうすでに、正直な話、ハウスを建てているときの基礎の段階から現場確認はさせてもらっていたんですけれども、これだけの立派な基礎をするんなら、確認まではいらないでしょうけれども、5条の申請は下りているものだと認識しておりました、私の方。申し訳ないです。</p>
田中慎委員	<p>14番田中ですけども、先ほどの説明の中で、ミニカントリーをつくって、それからハウスを建ててブドウを育てていたというお話がありますけれども、これをやるときには別にいいんですかね。私も今回農業委員初めてなので、それは畑作というか、農地転用しなくてもいいような環境になるんですかね。カントリーがあって、その空いているところにハウスを建ててブドウの木を植えたら、それは農地という感覚でいいんですか。それを、ブドウを取り外して、今度は稲用に改造したとか、そういう流れでいいんですかね。法人Aの変化の話をずっと聞かせていただくと。</p>
事務局	<p>まず、ハウスのことについて事務局から説明させていただきます。基本的にハウスについて、栽培の用に供するためのものという、ちょっと言い方難しいですけど、先ほどのブドウにしたり、ハウスの中が土の状態であると、苗をつくるとか野菜をつくるとか、あとは土の状態で使うと、すぐにいつでもそこに作物を植えられるような場合のハウスというのは、あくまでもここは農地であるというところで、転用の許可がいらぬというふうになっています。その中で、例えばその入口の一部をアスファルトとか砂利を敷いて行きやすくするとか、中に通路を一本だけ砂利を敷いたりとか、そういうどうしても栽培するときに通路として必要なんだよという、最低限のそういう施工みたいなものも転用の許可いらぬですよというふうにはなっております。それを、例えばプール育苗みたいな、完全にアスファルトにして農地に戻りませんよとか、そこについて届出とかもあるのであれなんですけど、最近多いのが水耕栽培で下をアスファルトにして上でプランターでやるとか、そういったところになってくると手続きが必要になってくるというような認識になっております。</p>
田中慎委員	<p>そうしたら時間軸、先ほどの説明の中でブドウから土間を打ったとか、その期間というのはどんなタイミングでされているんですかね。</p>
法人A・C氏	<p>ブドウをつくっていたハウスは現存しております、ビニールハウスとしては。</p>
田中慎委員	<p>残っているんですか。</p>
法人A・C氏	<p>現存しています。4棟ビニールハウスが建っていた残地の方に、今回本来であれば5条の申請を要するような、今回の対象となっているハウスを建</p>

<p>田中慎委員 大川委員</p>	<p>てたということで、今申請をし直しているような形で一からさせていただいている状態です。</p> <p>分かりました。</p> <p>23番の大川です。もう一度法人Aさんに聞きたいんですけど、県道との境目の官地の部分を、今までの確認に行ったときに、ほかの案件でも、その部分を勝手に埋めて自分の駐車場のようになっているという人も今まで見た中で十分ありましたので、当然そういうふうなことがないと思いますけれども、例えば官地を何かさわったり、現況よりちょっと変えたりする場合には、当然集落の同意も必要だと思いますし、申請等も当然あると思うんですが、私も一緒に農業をしている仲間としまして、これから地域農業の発展にも関わって、飛躍していただきたいと思いますけれども、そこら辺の部分もこれから農業する上では考えていかなければならないことだと思いますので、現状、境界面がちゃんとしてあるとか、どういうふうな状態になっているのかだけ聞かせていただきたいと思います。</p>
<p>法人A・C氏</p>	<p>私の方からお答えさせていただきます。境界のピンというのは現状、現場で見ても分からないんですけども、道路をつくったときの構造物、L型で敷地と、民地と官地の境界をはっきり分かるようになっております。申請書に添付させていただいた公図をご参照いただくと、道路に取られたという言い方をするのもあれなんですけれども、測量した結果、道路が食い込んでいたということで、対象地を分筆して道路になって、そういったところもL型をもとにして埋めてますので、越境していることもございませんし、県道と民地の間に官地があって、勝手に蓋をしてアスファルトして出入りできるようにしたとかいうことは一切ございません。</p>
<p>議長</p>	<p>そのほか、聞きたいこと、分からないこと、ありましたらお願いをいたします。ご意見ございませんでしょうか。ご意見が無いようですので、申請者の方は退室をお願いいたします。お疲れさまでした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(法人A (B氏、C氏) 退室)</p>
	<p>今回、違反転用ということで、事務局の方から県の方に対して協議をしております。明白な違反ではございますが、県とも話をしているんですが、個別事案について総合的に検討して対応するよという県のご指示もありまして、今回の転用につきましては、転用している土地が周辺農地へ影響を与えていないということ、また、当然ですが農業用施設であり、ちゃんと申請さえしていれば許可できる類のものであること、過去に法人Aとして違反転用を行ったことがないということ等を踏まえまして、追認許可で申請を求めるといことで県の方とも協議をしております。また、市でも今日、皆様から法人Aに直接ご意見をいただきました。県の方においても、このような地元の審議の結果を踏まえ、しっかり指導してほしいと</p>

	<p>いうことを申し添えております。したがいまして、違反ではありますが、総合的にご検討いただきまして、今回追認許可申請を求めるに至った次第でございます。以上でございます。</p>
<p>田中慎委員 事務局長 長谷川委員 田中慎委員</p>	<p>14番田中です。一点いいですか。このハウスを建てるときに、県とかその辺の補助金などは使っているんですか。補助金が出ているんですか。申し訳ありません、それはちょっとごめんなさい、把握はしておりません。あのハウスに対しては出ていません。</p>
	<p>出ていないのか。いやこれで補助金が出ていて違法やってて許可申請だつていうなら、それは言語道断やなと思いましたが。坂井市も出してないんですね。そういうところで税金を使って違法して、はい許可相当ですってというのは全く本末転倒やなと思ひまして。まくってもらわないとあかん、そういうこともしているのならね。行政も間違っているんだから。そんなんでも間違った申請してて補助金出してるんだったら本末転倒です。</p>
<p>議 長 田中慎委員 事務局 議 長 事務局</p>	<p>これはまだ、そこまでは調べてないですか。そこ確認してほしいです。再確認しておきます。次回の総会の前に、確認したことをみんなに報告してください。ほかの補助金とかも含めて、特に農業振興課等に申請があると思いますので、そことの連携でほかの関係でも無いようにはさせていただこうと思います。あと補足で、先ほど大嶋委員と大川委員からあった細目書の件についてなんですけど、今細目書のデータを確認したところ、令和3年、令和4年ごろの細目書につきましては、〇〇と〇〇、先ほどのミニカントリー部分と合わせて農業生産施設用地というところで細目書が書かれているような形で申請されています。補足で説明させていただきます。</p>
	<p>ほかに、これ聞いておくとよかったかなとか、何でも結構です。ありましたらお願いいたします。</p>
<p>議 長 田中職務代理者 事務局</p>	<p>24番の田中です。細目書はNOSA Iの確認なんかはしてるんですか。最近はまだ、NOSA Iもあまり一筆ずつで見ることがなくなってきたので、今収入保険が出てきたので、あまり一筆ずつ見ることもないというふうに聞いているので、なかなかちょっとそこら辺のチェック部分はうまくいけてないと思います。</p>
	<p>なかなかこれね、法人Aさん自身も先ほどちょっと話出ていましたけども、〇〇をされているときの行為なんです。だから非常に、言うと、一体何を考えておいでになったのかなという具合のことが、私個人的にも頭の中に入ってきます。一応これの場合には、今これから後、お諮りをしたいと思ひますけれども、できるならば皆さんにお諮りする前に意見として上げてもらえるのが一番いいかなと思うんですね、まだほかにある場合には。</p>
<p>議 長 大嶋委員</p>	<p>9番の大嶋です。いろいろずっと、今までの案件を見て、違反転用とかの中身で、初犯であるとかそんなに大きな案件でないとか、いろいろそうい</p>

事務局長	<p>うふうなことに關しては県もあまりきつく罰則みたいなのが無いよと。こういう農業をしているのだから致し方ないねというふうに言われてるんですけど、今会長も言われたように、〇〇をしている中でのこういう建物を建てたということで、まくってというところまでは言わなくても、坂井市農業委員会としてある程度の罰則というとまたあれなんですけども、少し反省をしていただけるようなことの何か、もし考えられるようなことがあれば、それもあっても十分じゃないかなという思いもあります。許可が下りるまでは中身は使わないというふうなことが書いてあります。万が一ここで誰も許可を出さないとした場合には、当然使えなくなっている状態が続くという話ですよ。否決されたら。でも多分否決はしないと思います。でも、それでもうしゃんしゃんだよというのはどうなのかなという、個人的には思います。以上です。</p>
議 長	<p>大嶋委員さんおっしゃっているとおりでございます。もう私たち農業委員会としては、こういうことがあったということをしっかり記録し、今後厳しく指導していくと。また、先ほども申し上げましたが、県とこの事案についてはちゃんと共有しております。この議論も踏まえ、県の方からも厳しく指導していただくように要望します。本当に大変申し訳ないですが、その点もご考慮いただきまして、ご審議の方よろしくお願ひしたいと思います。以上です。</p>
田中慎委員	<p>どうでしょう皆さん、ここでご意見がなければ一度お諮りをさせていただいて結審したいと思うんですが、よろしいでしょうか。</p>
事務局長	<p>先ほど質問した内容がはっきりしてないから、私は反対です。そこがはっきり、補助金出してないってみんな言い切るんならいいですけど。</p>
田中慎委員	<p>すいません、今農業振興課の方に聞いてまいります。</p>
議 長	<p>お金は出すわ違法はするわ、そんなの踏んだり蹴ったりや。</p>
本田委員	<p>それはもってのほかです。</p>
事務局長	<p>これって、例えば補助金って、市、県、国っていろんな形でもらえるじゃないですか。市で確認できる部分とできない部分があると思うんですけど、それを確認する前に、市で国のことまで分かるんですかね。</p>
本田委員	<p>基本的に農水省の場合は、国、県の補助は市が窓口になりますので、国から直ということはなく、市が窓口で、国庫100%だった場合でも市を通して申請することになりますので。</p>
議 長	<p>これ借り入れされていると書いてあるんですけど、借り入れの分の補助もあったりするじゃないですか。金融公庫だったり。それも含めて見ないのだめなんじゃないかなと思うんですけど。それを全部確認できる前に許可出してしまうと、それもまた何でもありになってしまうんじゃないかなと思うので、全てがどういう流れか、やはり違反転用している形なので、はっきりさせた方がいいんじゃないかなと思うんですけど。</p>
議 長	<p>そうですね。どうでしょう、私からの提案ですけども、今ご意見あったように、借り入れなんかも公のお金を使っている場合においてはもってのほ</p>

	<p>かだということで、ここでお諮りさせてもらって許可相当という形に普通の場合は進めるんですけども、今回これについては、一応それが分かり次第ということで、局長どうでしょうかね。それがこっちの方ではちょっと中身が見えてこないの。回答のしようがないかなと思っているんですけど。</p>
事務局長	<p>今ちょっと聞いている中で、すぐ確認できればこの場でお答えしたいと思うんですが。これ一旦後回しにさせてもらってもいいですか。</p>
議長	<p>では今聞きに行っておりますので、戻り次第、この議題に戻りたいと思います。</p>
事務局	<p>今農業振興課の方に確認を取ってきまして、市を通っている補助金等は特に取ってないと、国庫も使ってはいないというふうに言っていたので、全部自己資金でやっている、借り入れ部分はもちろんありますけど、自己資金でというふうを確認してきました。以上です。</p>
議長	<p>今確認させていただいたところ、公のお金は使っていないということでございます。当然、公のお金を使っている場合にはもつてのほかでございますので、これは個人的な資金の中で今動いているということでございます。この結論でどうでしょうか、よろしいでしょうかね。</p>
事務局	<p>ちなみに補足なんですけど、先ほど農業振興課の方に確認をとったら、ハウス自体の補助金というのはあまりメニュー自体がないというふうに、機械等はあるけどハウス自体はないというふうに言っていましたので、合わせてお伝えしておきます。</p>
議長	<p>今建てている、使っている農地のことについての資金については、今のところは無しということでございます。当然返済もそういうのは無いということかと思えます。今回の質問についての結論はこれでよろしいでしょうかね。ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第38号の整理番号39番は、許可相当と認め意見決定してよろしいでしょうか。</p>
大川委員	<p>すいません、さっき大嶋委員が言われたように、このまま通してしまっても、疑ってるわけじゃないですけど、本人さんの目の前で何も言えなかったんですけど、許可はしたけど何らかの、一応〇〇のときにやった行為なので、そこら辺の部分はちゃんと反省してもらって、今回通ったからラッキーだったじゃなくて、本当にちゃんと心から反省してもらって、そこら辺をちゃんと見せてほしいなど。どういうふうにして見せるかはちょっと分かりませんが、ただ通したんじゃないよと、そこら辺をちゃんと。</p>
田中慎委員	<p>ここ（顛末書）に書いてあるんだから、使用停止期間をさ。許可したら明日から使えるんじゃないかと、その使用許可を。</p>
大川委員	<p>そこは私からは言えませんが。</p>
事務局長	<p>一応、意見としては上げさせていただきます。その中で、こういうご議論があったということ、これもう私も直接県と話している案件です。通常は担当同士でするんですけど、私も関わっておりますので、当然県から指導する際にも、しっかり私の方にも見えるような形でやってくれっていうよ</p>

	うなことはしっかりお願いして、この重大さ、社長も分かってもらったかなとは思いますが、これに限らず、今後許可書を出す際にも県にちゃんと相談しまして、しっかり県からも言ってもらうように指導させていただきますので、よろしくお願ひいたします。
田中慎委員 事務局長	具体的にどういう処置をする予定なんですか。
	まずしっかり県に話をして、県から口頭ないしは文書でしっかり法人Aに指導してもらおうということですね。
田中慎委員 事務局長	ただ始末書がいくつというだけでしょう。こっちから今出たけども、県からもこういう形で始末書を法人Aに出すということだけでしょう。
	いえ、県からしっかり法人Aに対して、うちからもしてますけど、県からも指導してくださいと。
田中慎委員 事務局長	行政指導書が出るということですか。
	一応、文書または口頭で指導できるというふうに県からも聞いておりますので、そのような形で。通常の申請ですと、許可書が出て終わりなんですけれども、それで終わらないと。しっかり県の方でも指導してくれというふうに私からも県にお願いしますので。
田中慎委員 事務局長	違反切符やね、それなら。違反切符みたいなのが切られるということ。県の方でもしっかりこういう事案があったということは当然把握していただいて、今後これに限らずこういうことが無いようにということも含めて。
田中慎委員 事務局長	それが運営委員会でも出ていたように、初犯だからいいやろうというのではなくて、違反切符を切られたという事実だけ残してもらえば。次に出したら再犯や。
	その辺もしっかり県に指導してもらうように、私もまた直接県に話しますので。
田中慎委員 事務局長	坂井市も出さなあかん。今坂井市の農業委員会でそういう意見が出ているんだから、坂井市の農業委員会も法人Aに対して違反切符切ってほしい。
田中慎委員	はい、県とともにしっかり文書で指導します。
田中職務代理者 事務局	お願いします。
	24番田中ですけど、了承されるというのはいつなんですか。今日現在ではないですよ。
	こちら顛末書にある承認されるまでは期間中は一切使用しないというところで、もしこのまま順調にいったとして、来月の常設審議委員会にもかかる案件になってくるので、それ以降の許可になってきますので、早くても11月末から12月頭ぐらいに、順調にいてもそれぐらいの許可になってくるのかなと思います。なので、一定期間となると今からは1カ月ぐらいはもうという。
田中職務代理者 事務局 大川委員	その間、米のトン袋やらそういうのは置けないということやね。そういうふうを書いてらっしゃるので。現地確認に行ったときには中には何も入ってなかったんですか。建物の中

事務局	には。
田中職務代理者	そうです、何も入っていなかった状態になっていました。
事務局	前は入っていたような。
田中職務代理者	前は入っていたと思います。
事務局	その期限が過ぎるまでというか、許可申請が下りるまで本当にやっているんか。それこそ当の本人が顛末書を書いたのに、入れてあるってなったら全然十分反省してないということや、自分で書いて。これに関しては守ってもらわないと。
田中職務代理者	そこは重々言うておきますし、もし通るようなことがあって何か思うことがあればまた言うていただければ確認とかしますので。
事務局	自分も仕事行く通り道なので、ちらっと見ることはあるので。たまには確認させてもらって、もし何かあった場合には事務局の方にお願ひしますのて。
議長	一応こういうふうに書いてもいますので、そこは見ていこうかと思ひます。
議長	もしそういう具合に、顛末書に書いてあるとおりのこと以外のことで違反があった場合には、先ほどからちょっと出ていましたけども、これ本当はコンクリまくってほしいんです。畑にしてほしいし。それが本当の形だと思ひます。今、違反行為あったときにはこっちからも、事務局からも何もしないのかということて、局長の方は県の指導とともに坂井市の方から文書で出させてもらいますということてでございますが、その中に、もし違反行為で顛末書に書いてあるとおりにかなかった場合においては、本当にこれは、良いか悪いか別にしまして、やっぱり元の姿に戻していただきたい。要するに、元の姿というのは畑の状態、田んぼの状態にしていただきたいということて、これはそんな文書を相手方に知らせていただけたらと思ひております。皆さんどうでしょうか。まだほかにご意見がありましたらお願いいたします。なかなか悩ましい問題でね。〇〇をやっていたときの行為ということて、もうこれはどうやって説明したらいいか、言葉がちょっと見当たらないのが現状なんです。今事務局長からもそのような話をしてございますので、ここで一度皆様のご意見伺って、線引きしたいと思ひますが、よろしいでしょうかね。
大川委員	承認したということて、もう中に機械とか苗をつくってもいいということてになっちゃうということてですね。
議長	そうですね、承認するとそういうことになります。だから、そこら辺のことがだめだよってということがあればまた。ペナルティーっていつてもなかなかこれね。
事務局長	当然許可がまだしばらく、今から県の方に上がりまして、正式な許可が出るまではまだ相当、1カ月以上先のことになろうかと思ひます。法人Aさんが自主的に許可をいただくまでは使わないというふうにおっしゃっているということもありますので、その辺が自主的に行うということてなる

大嶋委員	<p>うかと思えます。また、強制的に使うなどということは法律上言えないということだけ申し上げます。</p>
議 長	<p>誠意だね。要は、法人Aさんが自分は本当に反省していますと。その誠意を見せてもらうには、今言うように、許可が下りるまでは何にも中身は使わないと。だからその許可が下りるのが今から1カ月先か2カ月先か、かかるけども、ペナルティーはこっちからはつけることはできないから、相手の誠意を見せてちょうだいということでもう話は進まないんじゃないの。</p> <p>今お話があったとおりですね。もう法律でぎゅっと縛りたいという気持ちは皆さん持っていると思いますけども、それが今現状の中身ではそこまでの縛りができないということが現実なんです。だから、言葉変えて言いますと、やったもん勝ちという形になってしまうんだな、何のために皆さんに農業委員になってもらって、ここでいろんな意見いただいて、ああでもないこうでもないと言っていたくんだけど、その役目というのは一体どこにあるんだということ、端的な状態でやっぱりもやっとしてますし、あまりにも案件が中身のあまり言葉が出ないですね。それでも今これは一応会議の進行上、皆さんにお伺いして結論を出していかなあかんと、大変つらい立場でございますので、局長も中に入って大変、板挟みになっているところでございます。大変つらいところとは思いますが、今お伺いしながら結論出させていたきたいと思っています。なかなか言葉が出ないかも分かりませんが、先を進めさせていたきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。それでは、先ほどの話の繰り返しになりますけれども、議案第38号の整理番号39番は、許可相当と認め意見決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」の整理番号39番は、許可相当と認め、意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第39号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<事務局説明>
議 長	<p>次に、現地確認の報告、及び、地元委員の意見に移ります。</p> <p>はじめに、現地確認の報告をお願いいたします。</p>
委 員	<委員報告>

議 長	<p>続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。</p> <p>整理番号24番を、14番田中慎一郎委員お願いいたします。</p>
田中慎委員	<p>14番田中です。整理番号24番のところにつきましては、Eさんの娘さんが〇〇に帰ってくるということで、人口が少なくなっている中で帰ってきて子供さんを増やすということで歓迎しております。よろしく審議のほどお願いします。</p>
議 長 吉田委員	<p>続きまして、整理番号25番を、6番吉田委員お願いいたします。</p> <p>6番の吉田です。整理番号25番ですけども、これは今現在はプレハブの建物が建っているだけで、駐車場としては利用していないと思いますので、そのままいいのではないかなと思いますのでよろしくお願いします。</p>
議 長 塚谷委員	<p>続きまして、整理番号26番を、4番塚谷委員お願いいたします。</p> <p>4番の塚谷です。資料44ページの写真のとおり、宅地の庭として利用されております。ご審議よろしくお願いします。</p>
議 長 本田委員	<p>続きまして、整理番号27番を、10番本田委員お願いいたします。</p> <p>10番本田です。整理番号27番、図面番号12番、現地確認された委員さんの説明のとおり、住宅の一部となっているので問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第39号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第39号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、議案第40号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見審議について」を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p><農業振興課説明></p>
議 長	<p>それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>ご意見が無いようでございますので、それではお諮りをいたします。議案第40号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第40号「農地中間管理事業に係る農用地利用</p>

	<p>集積等促進計画（案）に対する意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、議案第41号「坂井市地域計画の変更に係る意見審議について」を議題といたします。事務局及び農業振興課の説明を求めます。</p>
事務局	<事務局説明>
農業振興課	<農業振興課説明>
議長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。
中垣内委員	16番中垣内です。3番なんですけど、変更目的が工場の造成のためと書いてあるんですけど、これって間違いないですか。間違いないですかって言うのおかしいんですけど、これ〇〇のところですよ。
事務局	こちら、法人Fって物流系の今やっているところの造成の増築の予定となっています。工場という書き方なんですけど、これは開発行為の申請の際に工場というふうに、いろんな理由で工場という書き方になっているので、恐らく申請が工場となっているんですけど、実際に使うのは物流倉庫になっています。
中垣内委員	そうですね。はい、分かりました。
議長	ほかにご意見ございませんでしょうか。ご意見が無いようでございますので、それではお諮りをいたします。議案第41号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議長	ご異議がないと認めます。議案第41号「坂井市地域計画の変更に係る意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。
	次に、報告第3号「事業計画届出の報告について」を議題といたします。事務局は報告をお願いいたします。
事務局	<事務局報告>
議長	ただいまの報告について、ご質問はございませんでしょうか。ご質問が無いようですので、報告第3号「事業計画届出の報告について」の報告を終わります。
	次に、報告第4号「地目変更届出の報告について」を議題といたします。事務局は報告をお願いいたします。

事務局	<事務局報告>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問はございませんでしょうか。 ご質問が無いようですので、報告第4号「地目変更届出の報告について」の報告を終わります。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>(午後4時46分 議事終了)</p>